

## 公立学校教職員の懲戒処分の概要

### ○不適切な会計処理 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和5年4月19日
- (2) 処分の量定 免職
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 業務上取り扱う公金に準ずる会計に係る取扱事務について、不適切な払出や返金を繰り返し、着服した。